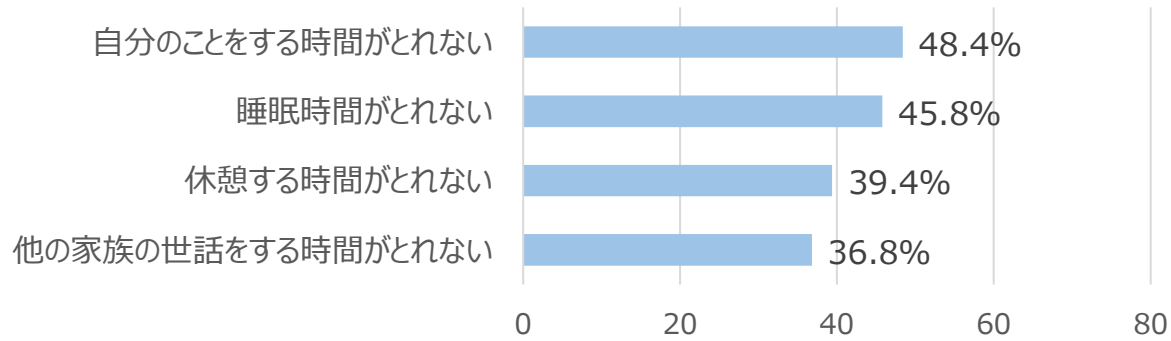




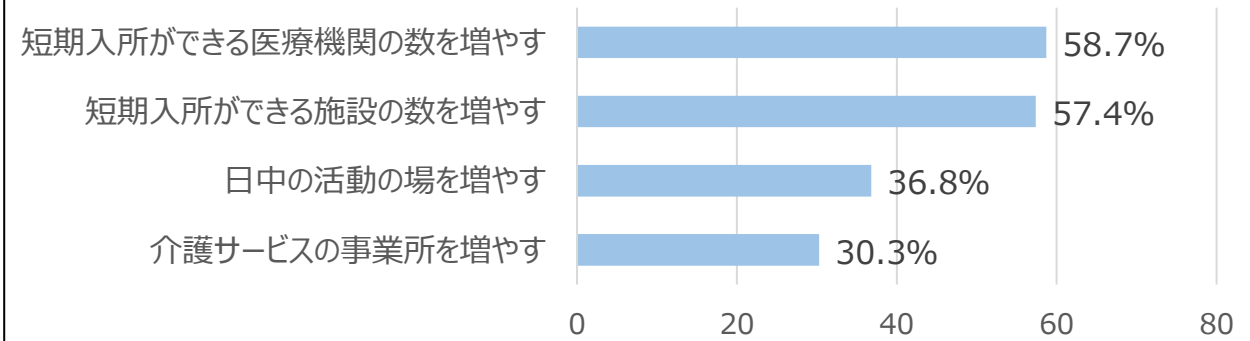
### 1 医療的ケア児にかかる支援の現状について

- 医療的ケア児の在宅での生活においては、恒常的な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為）が不可欠であり、それらは家族等の献身的な介護に委ねられていることから、**十分な睡眠時間や休憩時間が確保できない場合が多く、家族等の負担が大きい。**
- 日中の預かり支援や、訪問による在宅ケア（看護・介護）の支援の充実にかかるニーズが高い。**

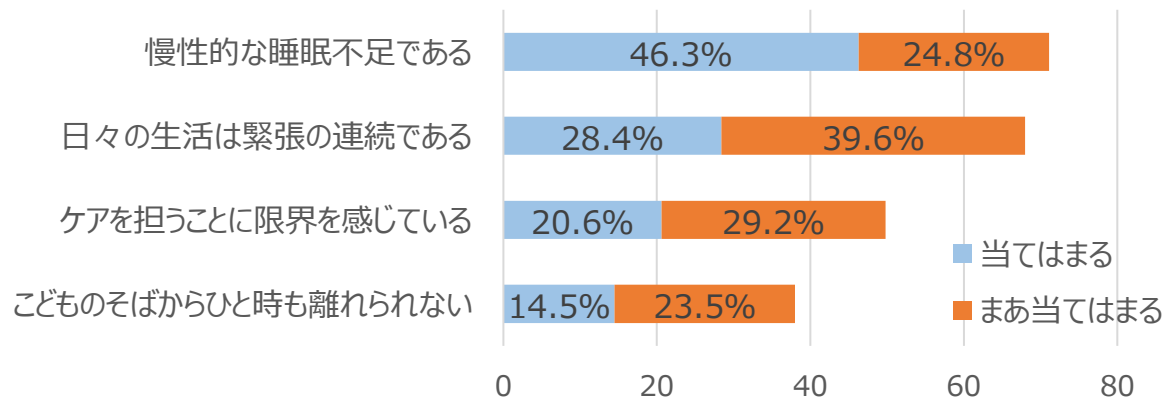
① 負担を感じていること (回答者：155人)



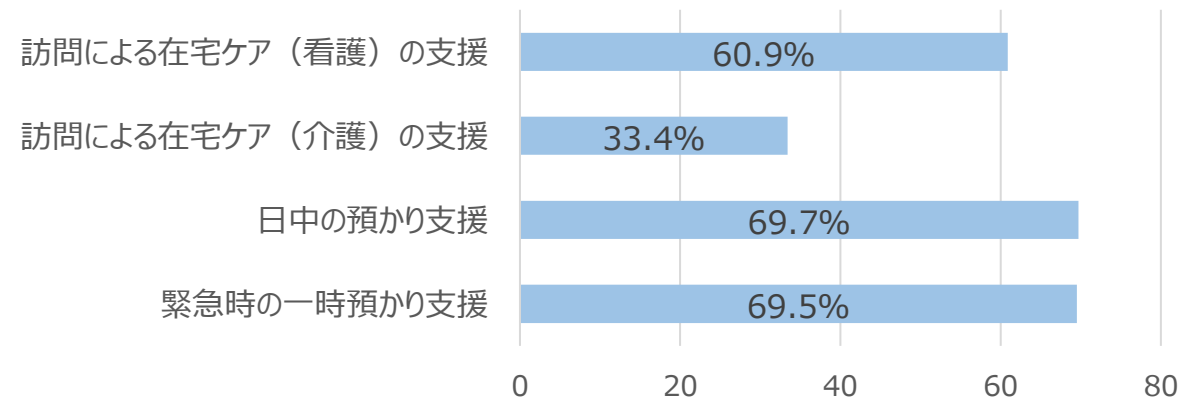
② 負担軽減のために必要だと思うこと (回答者：155人)



③ 生活上の悩みや不安等 (回答者：843人)



④ 必要なサービス (回答者：843人)



## 【課題認識】

- ▶ 「医療型短期入所」は、宿泊を伴う利用となること、また通所する必要があることから、短時間の利用や環境が変わることによって体調を崩しやすい児童への対応はできていない。
- ▶ その他、様々なサービスがあるが、入所系は家庭での養育が困難な児童が対象となること、通所系は主として日中時間帯での支援であることや通所が難しい児童（体調が不安定・移動が困難）が存在すること、訪問系はサービス提供中においても家族の付き添いが必要かつ提供時間が限られている。

➔ そのため、既存事業では、家族の負担軽減には不十分であることから、**訪問による在宅ケアや外出先でのレスパイト支援の充実が必要である。**

	レスパイトを目的としたサービス	左記以外のサービス
入所系	医療型短期入所	医療型障がい児入所
通所系	日中一時支援事業 一時預かり事業	児童発達支援 放課後等デイサービス いきいき放課後事業 留守家庭児童対策事業
訪問系	<b>なし</b>	居宅介護、訪問看護 子育て応援ヘルパー事業

	医療型短期入所	児童発達支援 放課後等デイサービス	日中一時支援事業	居宅介護	訪問看護
事業区分	法定給付	法定給付	地域生活支援事業	法定給付	医療保険
サービス提供 目安時間	1泊2日	3～5時間	3～6時間	1時間	30～90分
(参考) 子ども局事業	子育て応援 ヘルパー事業	一時預かり事業	いきいき放課後事業 留守家庭児童対策事業		
事業区分	市単費事業	子ども・子育て支援交付金事業			
サービス提供 目安時間	2～4時間	8～9時間	放課後・土曜日		



見守りを含む常時介護を提供する「重度訪問介護」は障がい児は原則対象外

## 【国の動向】

- 「子ども未来戦略」や「子どもまんなか実行計画2024」において、「医療的ケア児や重症心身障がい児について、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障がい児を一時的に預かる環境の整備を進める」旨が示され、加速化プランの中で「医療的ケア児等の預かり環境の整備」が位置づけられた。
- R7.1の福岡市の事件を契機とした指定都市市長会の提言等を受け、R8子ども家庭庁予算の概算要求にて補助上限額が1人あたり年180千円から780千円に大幅に増額。

**「医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業」を創設し、訪問による在宅ケアや外出先での支援を充実させることで、家族の負担軽減等を図る。**

## 2 医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の概要（案）

令和8年度要求額 92,196千円

### 【事業概要】

- 医療的ケア児を受け入れるための体制を整備している訪問看護事業所等を登録し、自宅や外出先（学校・保育所等は除く）等へ、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児を一時的に預かり、医療的ケアや見守り等を行い、家族の負担軽減・レスパイトを図る。

### 【対象者要件】

- 在宅で家族等に介護を受けて生活している医療的ケアが必要な児童**（訪問看護により医療的ケアを受けている児童）

### 【給付額・利用上限時間】

- 給付額：7,500円/時間**
- 利用上限時間：104時間/年**（※ 年度途中の申請の場合、3月までの残月数に9を乗じた時間数）
- 利用方法：1回あたりの利用時間は1時間以上6時間以内とする**（1時間単位）

＜参考＞ 他都市の状況  
 政令市：12/20市で実施中  
 札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市  
 川崎市・相模原市・名古屋市・堺市  
 岡山市・広島市・福岡市・北九州市  
 ※府下では堺市のみ実施中

### 【自己負担額】

- 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯：0円**
- 市民税課税世帯：給付額の1割**

### 【対象者数】 ▶ 260人

### 【スケジュール（予定）】

- 令和8年3月：利用者へ利用登録勧奨文書送付  
訪問看護事業所へ事業周知
- 4月：利用者の利用登録  
訪問看護事業所と協定締結
- 5月以降：サービス利用開始

### 【事業スキーム】

